

記入例

様式第 1 号 (第 7 条関係)

松阪市木造住宅建築促進事業補助金
交付申請書

令和〇年 〇月 〇日

(宛先) 松阪市長

市内・市外事業者どちらでも可※但し「大工・工務店」
「建築士」いずれかが市内事業者であること。

申請者	所在地	松阪市〇〇町〇〇番地
	会社名	〇〇建築
	代表者名	〇〇〇〇 印

印は交付申請・実績報告・請求書等
すべて同じ印で統一すること。

松阪市木造住宅建築促進事業補助金 357,000 円を交付されるよう、松阪市木造住宅建築促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書 (添付様式第 1 号)
- (2) 補助金算出書 (添付様式第 2 号)
- (3) 松阪の木木材使用量算出書 (添付様式第 3 号)
- (4) 市税完納証明書 (「大工・工務店」「建築士」「建築主」)
- (5) 松阪の木利用促進協定書の写し
- (6) 同意書 (添付様式第 4 号)
- (7) 建築基準法第 6 条第 1 項の確認済み証の写し
- (8) (7) 以外の住宅については、建築基準法第 15 条第 1 項の建築工事届の写し
- (9) 住宅建築予定地の位置図 ※大工・工務店、建築士の 2 者で補助金を取得する場合、請負契約書は別契約である必要がある。(契約書が一つの場合、大工・工務店、建築士は同一とみなす。)
- (10) 基本設計図書 (配置、平面、立面)
- (11) 建築設計に係る請負契約書類の写し
- (12) 建築工事に係る請負契約書類の写し

記入例

添付様式第1号

松阪市木造住宅建築促進事業補助金 事業(計画・報告)書

ふりがな	まつさかしきのさとちょう		
住宅建築予定地	松阪市木の郷町1番地		
住宅建築期間	令和4年4月26日～令和4年10月1日		
上棟日	令和4年7月1日		
延床面積	94.99 m ²		
木材 使 用 量	松阪の木使用割合 (B+C) / A	95.20%	
	A. 全体使用量	12.5m ³	
	B. 内、松阪の木「構造材数量」	11.9m ³	
	C. 内、松阪の木「その他」	- m ³	
建築主名	(氏名) 松阪太郎		
	(住所) 松阪市木の郷町1番地 (電話番号) 0598-60-2120		
建築士名	(会社名) ○○設計 代表者名 ○○○○		
	(住所) 松阪市○○町○○番地 (電話番号) ○○-××-○○		
大工・工務店名	(会社名) ○○建築 代表者名 ○○○○		
	(住所) 松阪市○○町○○番地 (電話番号) ○○-××-○○		
製材工場名	①	(会社名) ○○木材 代表者名 ○○○○	
		(住所) 松阪市○○町○○番地 (電話番号) ○○-××-○○	
	②	(会社名) ○○製材 代表者名 ○○○○	
		(住所) 松阪市○○町○○番地 (電話番号) ○○-××-○○	
	③	(会社名) 代表者名	
		(住所) (電話番号)	
	④	(会社名) 代表者名	
		(住所) (電話番号)	
	⑤	(会社名) 代表者名	
		(住所) (電話番号)	

※注1：松阪の木「構造材」

土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木

※注2：松阪の木「その他」

桤材、フローリング材、羽目板、外部デッキ材

記入例

添付様式第 2 号

松阪市木造住宅建築促進事業補助金

補助金算出書(計画・実績)

1. 大工・工務店

(1) 要件

要件	チェック
建築主の建築物について建築工事等の施工を行う者	該当 ・ 非該当
市町村税(法人市民税または住民税)を納税している者	該当 ・ 非該当
松阪市と松阪の木利用促進協定を締結している者(代表申請者の場合)	該当 ・ 非該当

(2) 補助単価

要件	補助単価	チェック
建設地が市内	10,000円/m ³	<input checked="" type="radio"/>
建設地が市外	8,000円/m ³	<input type="radio"/>
建設地が市内(2. 建築士と同一の場合)	15,000円/m ³	<input type="radio"/>
建設地が市外(2. 建築士と同一の場合)	12,000円/m ³	<input type="radio"/>

(3) 補助金額

①松阪の木使用量 (土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木の合計)	②補助単価	③金額 (①×②)
11.9m ³	10,000/m ³	(A) 119,000 円

2. 建築士

(1) 要件

要件	チェック
建築主の建築物に係る建築工事について設計を行う者	該当 ・ 非該当
市町村税(法人市民税または住民税)を納税している者	該当 ・ 非該当
松阪市と松阪の木利用促進協定を締結している者(代表申請者の場合)	該当 ・ 非該当

(2) 補助単価

要件	補助単価	チェック
建設地が市内		<input checked="" type="radio"/>
建設地が市外		<input type="radio"/>

(3) 補助金額

①松阪の木使用量 (土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木の合計)	②補助単価	③金額 (①×②)
11.9m ³	10,000/m ³	(B) 119,000 円

記入例

添付様式第 2 号

3. 建築主

(1) 要件

要件	チェック
松阪市内に自ら居住するために新築する一戸建て住宅を建築し、申請時または完成後、松阪市に住民登録がある者	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 ・ 非該当
建築主及びその家族が市税(住民税、固定資産税等)を納税している者	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 ・ 非該当

(2) 補助単価

要件	単価	チェック
建設地が市内	10,000円/m ³	<input type="checkbox"/>

(3) 補助金額

①松阪の木使用量 (土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、 束、棟木、母屋、垂木の合計)	②補助単価	③金額 (①×②)
11.9m ³	10,000円/m ³	(C) 119,000円

4. 補助金額の合計

補助金交付額 (A) + (B) + (C)	357,000円
---------------------------	----------

記入例

添付様式第4号

松阪市木造住宅建築促進事業補助金

同意書

令和〇年〇月〇日

(宛先) 松阪市長

松阪市木造住宅建築促進事業補助金の申請に当たり、下記について同意します。

記

- 松阪市木造住宅建築促進事業補助金 松阪太郎 邸に係る補助金 357,000 円の申請、受領、配分等について、代表申請者である 〇〇建築 に一任します。
- 補助金 357,000 円の受領、配分等に関し、生じる問題等については、交付対象者間の責任で解決し、市に対し一切の異議の申立て及び財産上の請求等を行いません。
- 配分額

区分	対象者氏名	配分額
大工・工務店	〇〇建築 〇〇〇〇	119,000 円
建築士	〇〇設計 〇〇〇〇	119,000 円
建築主	松阪太郎	119,000 円

(大工・工務店)

所在地

会社名

代表者名

(建築士)

所在地 松阪市〇〇町〇〇番地

会社名 〇〇設計

代表者名 〇〇〇〇 印

(建築主)

所在地 松阪市〇〇町〇〇番地

氏名 松阪太郎 印

松阪市木造住宅建築促進事業補助金
 松阪の木木材使用量算出書 (計画・実績)

※材積は小数点第二位切り捨てて記入

用途	(A) 構造材等への木材総使用量			(B) (A)のうち「松阪の木」 使用量		製材工場 (No.)	
	樹種	本数 (本)	材積 (m³)	本数 (本)	材積 (m³)		
A	土台	桧	22	0.9	22	0.9	①
	大引	杉	10	0.3	10	0.3	①
		桧	18	0.5	18	0.5	①
	根太						
	通柱	桧	10	0.8	10	0.8	①
	管柱	桧	63	2.0	63	2.0	①
	間柱	杉	130	1.2	130	1.2	①
	筋交	杉	61	0.9	61	0.9	①
	梁	杉	55	3.7	55	3.7	①
		米松	6	0.6			
	桁						
	束	杉	11	0.3	11	0.3	①
	棟木						
	母屋	杉	17	0.7	17	0.7	①
米松		1	0.0				
垂木	杉	66	0.6	66	0.6	②	
小計			12.5		11.9		
B	枠材						
	フローリング材						
	羽目板						
	外部デッキ材						
小計							
合計 (A+B)			① 12.5		② 11.9		

「松阪の木」使用割合 80%以上 (計算: ②÷①×100)	95.20%
-----------------------------------	--------

記入例

松阪の木利用促進協定書

松阪市（以下「甲」という。）と ○○建築 ○○○○（以下「乙」という。）は、松阪の木の安定需給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、松阪の木の継続的な安定需給に向け、松阪市木造住宅建築促進事業補助金に連携して取り組み、利用拡大を図るものとする。

（定義）

第2条 松阪の木とは、市内の原木市場、共販所又は森林所有者から調達した原木を、市内製材工場で製材及び加工した木材製品のことをいう。ただし、集成材は含まない。

2 松阪市木造住宅建築促進事業とは、甲が松阪市木造住宅建築促進事業補助金要綱（以下「補助金要綱」という。）で定める事業のことをいう。

（乙の責務）

第3条 乙は、建築する住宅の部材について、松阪の木を採用するよう努めること。

2 乙は、補助金要綱を遵守し、松阪の木の需要拡大に努めること。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日から補助金要綱に基づく事業が完了するまでとする。

（解約）

第5条 甲は、この協定の内容を適切に履行していない場合は、乙に速やかに通知し、適切な履行を促さなければならない。

2 前項の通知によってもなおこの協定の内容が適切に履行されない場合は、甲は、乙に対し、この協定を解約することができる。

（その他）

第6条 この協定について、疑義の生じた事項及び協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日 交付申請日より前の日付

甲 三重県松阪市殿町1340番地1
松阪市
松阪市長 竹上真人 印

乙 松阪市○○町○○番地
○○建築 交付申請書と同じ印
○○○○ 印